

国地契第25号  
国官技第259号  
国営整第180号  
平成21年12月24日

各地方整備局総務部長  
企画部長  あて  
営繕部長

国土交通省大臣官房  
地方課長

技術調査課長

官庁営繕部整備課長

「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」の  
一部改正について

建設コンサルタント業務の内容が技術的に高度化・複雑化し、技術力を結集して業務を実施する範囲が広がっていること、平成20年度より総合評価落札方式が本格的に導入され、発注方式が多様化したことにかんがみ、今般、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

## 記

題名中「建設コンサルタント業務」の次に「等」を加える。

前文中「建設省」を「国土交通省」に改め、「建設コンサルタント業務」の次に「等」を加え、「第1の建設コンサルタント業務」を「第3各号に掲げる業務」に改める。

記1中「建設コンサルタント」の次に「業務等」を加え、「選定・特定」を「調達」に改め、「認めるものとする。」の次に「ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。」を加え、(2)の次に次の一項を加える。

(3) 総合評価落札方式(「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」(平成20年11月5日国官会第1354号、国地契第38号)の総合評価落札方式をいう。以下同じ。)

記2(1)中「発注業務」を「当該発注に係る業務内容」に改め、同項に後段として次のように加える。

したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

記4(1)中「又は」を「、」に改め、「簡易公募型プロポーザル方式」の次に「又は総合評価落札方式」を加え、「建設コンサルタント」の次に「業務等」を加え、「選定・特定手続」を「調達手続」に改める。

記5(見出しを含む。)中「参加表明書」の前に「一般競争(指名競争)参加資格の審査申請書、」を加える。

別紙2中「地方建設局」を「地方整備局」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改め、「建設コンサルタント業務」の次に「等」を加える。

別紙2の「2 申請の時期」中「提出できないことがある。」の次に「【競争入札の場合は、「なお、平成〇年〇月〇日以降(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時(簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提出時)までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。」と記載する。】」を加え、「4 設計共同体としての資格及びその審査」中「平成〇年3月31日」を「平成〇年〇月〇日」に改め、「建設大臣官房」を「国土交通省大臣官房」に改め、「地方厚生課長」を「地方課長」に改め、「5」を「6」に改め、「受けていること。」の次に「【異なる業種区分の設計共同体を認める場合には、「〇〇地方整備局における〇〇業務又は〇〇業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。また、各構成員が〇〇設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。」と記載する。】」を加え、「地方支部局」を「地方支分部局」に改め、「4」を「5」に改め、「5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い」中「技術提案書の提出の時」の次に「【競争入札の場合は、開札の時(簡易公募型競争入札の場合には参加表明書の提

出時)】」を加え、「8 その他」中「公募型」の次に「(簡易公募型)」を加え、「選定されていなければならない。」の次に「【(2)は、競争入札の場合においては不要】」を加える。

様式1、様式2及び様式3中「建設コンサルタント業務」の次に「等」を加える。

様式1及び様式2中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

様式1中「⑭」を「⑰」に改める。

#### 附則

この通知は、平成22年1月4日から施行する。